

広島市平和記念公園レストハウス
指定管理者候補者応募要領等に関する質問と回答

No.	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	23	別表1 清掃	①館内の定期清掃の内、窓ガラス清掃及び電灯設備の清掃が2か月に1回実施となっており、一般的な清掃周期と比較すると回数が多いと思われませんが、施設の構造上、汚染しやすい等の理由があるのでしょうか。	別表1の記載内容(清掃頻度)に誤りがありましたので、修正しました。 施設の構造上、汚染しやすい等の理由はありません。
2	業務仕様書	24	別表1 建築物及び建築設備の法定点検	これまで、①建築物(3年以内ごと)、②昇降機以外の建築設備(1年以内ごと)及び③防火設備(1年以内ごと)の各点検については、指定管理に含まれておらず、広島市が実施されておられますが、それぞれ直近の実施年月についてご教示願います。	令和2年7月のリニューアルオープン以降、①～③の法定点検は、いずれも実施していませんが、令和6年度中(第4四半期頃)に、本市において実施予定です。 なお、本施設は国史跡に指定されており、建築基準法第3条の規定に基づき同法の適用を受けないものの、令和5年4月1日に施行された同法施行令の改正内容を鑑み、本業務において法定点検の実施を求めています。
3	業務仕様書	24	別表1 樹木等管理	樹木の種類により剪定、害虫駆除剤散布、堆肥、雑草の除去などの保守管理を行うとありますが、対象区域及び樹木名一覧についてご教示願います。	管理区域及び樹木名一覧については、資料1のとおりです。
4	提出書類 様式5関係	—	—	「収支計算書」の表中「公課費」にはどの費目まで含めたらよいですか。	応募要領3ページ目「6 指定管理料に関する事項」の「(1) 指定管理料の上限額」の表中「①管理運営経費(支出)」の内訳のとおり、レストハウスを管理運営するに当たり必要となる経費を含めて積算してください。 公課費としては、消費税や印紙税、自動車重量税等が想定されます。